

| 要望 | 回答 | 担当課 |
|--|--|----------------|
| 1 「まち・ひと・しごと地域創 生戦略」実現のための施策の推 進 | | |
| (1) 中小企業及び地域産業の 振興策の充実 | | |
| ①雇用機会の拡大及び成長産 業の立地の推進 | | |
| ア 「土地利用基本計画(案)」 の「工業用地区域」基準の見直 し ・5ha 未満の小規模な工場等 の立地、増設に制限となり、企 業誘致や既存工場の規模拡大、 しいては雇用にも弊害となる。 | 平成29年9月に制定された「伊賀市の適正な土地利用に 関する条例」の基礎となる「土地利用計画(案)」ですが、 その「工業用地区域」の定義として下記の要件が挙げられ ます。 ① 上位計画等の工場適地内(面積は問わない。) ② 工業系用途(物流含む。)で許可された用地内(面積は 問わない。) ③ ①、②のうち、面積5ha以上ある一団の工業用地(物 流含む。)の隣接地 更に、「既設用途地域」の「工業系用途地域」内や「幹線 道路沿道区域」の「幹線道路地区」での工場等の誘致が可 能となっており、ご要望の5ha 未満の小規模な工場等の 立地や増設に制限となるとは考えておりません。 | 都市計画課 |
| イ 水道料金体系の見直し ・伊賀市の工業用水は上水と分 けられておらず、県下でも高い 料金となっている。今後、収益 性の観点から企業競争力や、企 業誘致における地域間競争に も不利となる。 | 当市の水道料金は、水道メーターの口径別による「基本料 金」と、ご使用いただいた水量に応じた「従量料金」の二 本立てとしており、「従量料金」は、使用料が多くなるにつ れ1立方メートルあたりの料金単価が高くなる逓増料金制 を採用しています。この料金体系は県内外の多くの水道事 業体が採用している制度であります。将来人口の減少が見 込まれる事業環境のなか、工場等事業者の皆様にも少し でも利用していただき易い水道水を提供させていただくこ とは、水道事業にとっても水需要の確保や獲得に繋がるも のであり、自助努力として必要であると考えています。 当市の広範な行政区域の中に給水区域が点在する事業条 件の下では、現在の料金体系(単価)そのものの見直しは できませんが、大口需要者への減額制度等の可能性を検討 しているところです。 | 上下水道部 経営企画課 |

| | | |
|---|---|--------------|
| <p>(2)雇用確保のための施策の強化及び支援施策の拡充</p> | | |
| <p>①地元企業への就労の向上施策の拡充</p> | | |
| <p>ア 地元企業への就労の発信施策の拡充のための高校生や大学生、I・Uターンの推進に向けての発信力の強化</p> | <p>当市では、貴所や商工会等の関係機関と連携し、地元での就職を希望する学生や求職者に対し、立地企業等との情報交換の場として、「合同就職セミナー」を開催しています。開催にあたっては、就職活動時における若者が参加しやすいように開催時期等を調整するとともに適切な情報提供を行い、市内企業と求職者のマッチングを行っています。就職セミナーはU・J・Iターンを進めていく上でも重要なものであると認識しており、貴所にU・J・Iターン促進事業負担金として支援をさせていただいております。</p> <p>平成28年以降、三重県では関西圏・中部圏の11大学の間で、県へのU・Iターン就職の促進を図るため、就職支援に関する協定書を締結しておりますので、県と連携し、協定を締結されている大学に市内の企業情報や就職セミナー等の情報発信を行いたいと考えております。</p> <p>また、貴所や商工会、伊賀市、伊賀公共職業安定所ほか産業界や労働界関係者、学校関係者等で構成する労務対策協議会において、伊賀管内の企業情報を掲載した企業ガイドブックを毎年発刊されております。当市としましても本ガイドブックは地元学生等が企業情報を入手する上で必要なものであると認識しており、協議会事務局である貴所に対して一定の支援をさせていただいております。今年度は、成人式に出席された新成人全員に対し本ガイドブックを配布し地元企業の周知を図りました。</p> <p>しかしながら、現在の企業ガイドブックは、市内に数ある企業の一部しか掲載されていないことから、高校・大学の発信力の強化を図るためにも、掲載企業数の増加並びに掲載内容の見直し等のご検討をお願いします。</p> | <p>商工労働課</p> |
| <p>イ 小、中、高校において地元企業の企業魅力、就労環境の魅力等産業教育の強化</p> | <p>小学校では、社会科学習・総合的な学習の時間等で、地元の工場・商店・農家などの見学や聞き取り活動を行っています。学習を通して、産業の特色や職場の工夫、働いている方の思いなどに触れ、地域にある産業や企業がより身近な存在となるよう努めています。</p> <p>また、主に中学校では、多くの事業所の協力を得て職場体験活動を行っています。今後も「働くことの大切さ」や「地</p> | <p>学校教育課</p> |

| | | |
|---|--|---------------|
| | <p>元企業の魅力」などについて、体験的に学ぶことができるよう各事業所と連携して取り組んでいきます。また、複数校を受け入れている事業所については、三重県教育委員会の事業を活用し、「職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状」を申請し、職場体験が継続的・効果的に行われるよう取り組んでいます。</p> <p>各校では、児童生徒が「生きる力」を身に付け、直面する様々な課題に柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるように、教育活動全体を通じてキャリア教育に積極的に取り組んでいます。</p> <p>さらに、各校の実践の交流の場として、キャリア教育研修会を実施するとともに、外部専門家からの指導・助言の機会を通じて、より一層、豊かな学習が進められるよう努めています。</p> <p>今後も、これらの学習を通して、地域の産業について理解を深めるとともに、地元の産業で働いている人の願いや思いを知り、自分の将来について考える機会を充実させていきたいと考えています。</p> | |
| <p>ウ 高校生・大学生向けに、市内に就職・居住することで返金免除となる特別奨学金制度の創設</p> | <p>現在、本市では、教育機会の均等を図り、社会に貢献する人材を育成するために、高校生・大学生を対象に「伊賀市奨学金」・「伊賀市同和奨学金」・「伊賀市ササユリ奨学金」の3種類の奨学金を支給しています。いずれも、返済不要な給付型奨学金です。</p> <p>厳しい財政状況の中ではありますが、教育機会の均等を図るという観点から、まずは現状の給付型奨学金の予算の確保に努めてまいります。</p> <p>その上で、将来の伊賀市を担う子どもたちにとって生涯住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進めていくことが重要であると考えています。</p> | <p>教育総務課</p> |
| <p>②多様な雇用の確保のための支援の創設</p> | | |
| <p>ア 少子化対策を踏まえ女性雇用、子育て世代雇用に取り組んでいる企業への支援及び助成制度の創設</p> | <p>当市の人口減少・少子化に対応すべく「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援を行うこととしています。</p> <p>29年度実施の結婚支援実施計画策定事業において、総合的な結婚支援のあり方を検討するため、若者を中心としたワーキング部会及び、各団体や企業に参画いただき検討委</p> | <p>こども未来課</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>員会を開催する中で、市としての役割、企業・地域・関係団体の役割を検討しています。</p> <p>また、昨年度に引き続き、伊賀市内で結婚支援活動（婚活パーティー等）を実施する団体等に対する事業費の一部助成などの支援をさせていただいており、今後も、市内各企業や団体、貴所や商工会等と連携を図りつつ、これらの活動を円滑に実施していただくため引き続き補助を行い、賑わいのあるまちづくりにつなげたいと考えています。</p> | |
| <p>イ 管外から移り住んできた優秀な人材の定着化のための住宅支援制度等、高度化人材確保の施策の創設</p> | <p>移住等により、当市に移り住んで来た方が定着していただくためには、住み続けたい思われるまちづくりが必要です。そのために、当市では平成27年10月に「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、同戦略に基づき各種事業に取り組んでいきます。</p> <p style="text-align: right;">(商工労働課)</p> <p>平成28年度に「伊賀市移住促進空き家取得費補助金」を創設しました。今後も、関係各課と連携し、「来たい・住みたい・住み続けたい“伊賀市”」の実現に向けて取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">(地域づくり推進課)</p> <p>県外から移住する人が、市内の空き家住宅・空き建築物を、住宅（店舗併用住宅などを含む。）として使用するために必要な改修費用に対する補助、「移住促進のための空き家リノベーション事業」を実施しております。また、同補助金を受ける対象者が、自己資金の確保のために、独立行政法人住宅金融支援機構から低金利で融資を受けることができるよう、伊賀市と住宅金融支援機構が、平成29年5月25日付で、協定を締結いたしました。この協定により、移住者の方が、5年間について借入金利より年0.25%低い金利で機構から融資を受けることができるようになりました。</p> <p style="text-align: right;">(建築住宅課)</p> | <p>商工労働課</p> <p>地域づくり推進課</p> <p>建築住宅課</p> |

| | | |
|--|--|----------|
| | <p>当市の人口維持と空き家の増加抑制を図るため、平成28年10月から伊賀流空き家バンクの運用を開始しています。空き家バンクを利用し、移住・定住された世帯が24世帯(64人)います。年少人口を除く世帯員の平均年齢は41歳と移住・定住時に伊賀市内で新たに職に就かれています。引き続き、空き家バンク制度の充実と移住・定住者の増加に努めて参ります。</p> <p>(市民生活課)</p> | 市民生活課 |
| (3) 中心市街地活性化の促進 | | |
| ① 第二期中心市街地活性化計画の早期策定 | <p>中心市街地は、居住人口の減少とともに、空き家・空き店舗の増加が深刻な状況にあり、まちの賑わい創出や空洞化する商店街の再生等、早期に第2期計画に取り組む必要があります。計画の早期策定に向け、関係団体と調整を行いながら進めていきたいと考えています。</p> | 中心市街地推進課 |
| ② 中心市街地活性化協議会及び(株)まちづくり伊賀上野事業への支援拡充 | <p>中心市街地活性化協議会及び(株)まちづくり伊賀上野に対する支援については、具体的な取組方針や内容を踏まえて、必要に応じて行うべきものと考えています。</p> | 中心市街地推進課 |
| ③ 街なか賑わいイベント等への支援の拡充 ・市民夏のにぎわいフェスタ、市民花火大会、灯りの城下町事業等 | <p>街なか賑わいイベントについては、単に事業を実施するだけでなく、事業を実施することにより商業等の活性化につながることを重要と考えますので、事業実施の際は、綿密な事業計画と具体的な目標をもって実施願います。なお、支援の拡充は、市の財政状況から困難ですが、事業者の需要に照らし合わせ、予算の枠組みの変更等、現行制度の見直しにより限られた財源をより効果的に活用できるよう貴所とともに検討していきたいと考えます。</p> | 商工労働課 |
| ④ 現市庁舎の総合的な活用計画の策定 | | |
| ア 商工業発展のため観光及び物産機能の設置 イ 図書館等、市民の憩いの場、先進トイレの設置 | <p>伊賀市南庁舎については、庁舎機能移転後における伊賀市の賑わい創出拠点とすべく、要望いただいた観光、物産機能、図書館、市民憩いの場、使いやすいトイレ等も含め、早急に機能を確定し、設計、改修工事へと進めていきたいと考えています。</p> | 中心市街地推進課 |

| | | |
|---|--|---------------------------|
| <p>2 観光立市にむけた観光振興の促進</p> | | |
| <p>(1) ユネスコ無形文化遺産に登録された「上野天神祭のダンジリ行事」による更なる観光推進の強化</p> <p>・市をあげての天神祭事業として運営体制の刷新及び支援の創設</p> | <p>天神祭ダンジリ行事のユネスコ無形文化遺産登録により、上野文化美術保存会を始め関係する団体や組織、伊賀市民それぞれが認識を新たに「文化の保存・継承」をどのようにしていくかを考える必要があります。</p> <p>当市では平成29年度から、文化美術の保存・継承を行うという視点から、主体である上野文化美術保存会の支援を行うべく、運営面の支援だけではなく、情報発信や団体の組織強化、育成にも活用いただけるよう、交付金を交付させていただいています。</p> <p>今後もしっかり保存継承し、観光客の増加にもつながる様、市としても情報発信をしていきます。関係する組織との情報共有を行いながら市民主体の、より市民が誇れる行事となるよう支援を行っていきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">(文化交流課)</p> <p>当市では「上野天神祭のダンジリ行事」の情報発信について取り組みを強化したいと考えています。また、旅行会社などにもツアー化にむけた情報提供を積極的に行っていきたいと考えています。運営体制については今後、外国人観光客も視野に入れながら受け入れ体制を強化していく必要があると認識しています。上野天神祭地域振興実行委員会の構成団体のみならず、市内企業、高校、NPO、住民自治協議会などあらゆる主体が運営に関わっていくことで「世界に誇れる市民の祭」という意識が芽生えてくるのではないかと思います。こういった体制づくりについて貴所とともに取り組んでまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">(観光戦略課)</p> | <p>文化交流課</p> <p>観光戦略課</p> |
| <p>(2) 観光客受け入れ施設等の拡充</p> | | |
| <p>① 現市庁舎における観光及び物産機能の設置</p> | <p>伊賀市南庁舎の利活用検討として、観光・物産機能は賑わい創出に欠かせない機能であると考えています。</p> <p>既存の機能との調整も踏まえ、導入に向けた検討を進めていきたいと考えています。</p> | <p>中心市街地推進課</p> |

| | | |
|---|--|--------------|
| <p>②魅力的な新芭蕉翁記念館及び芭蕉ゾーンの実現</p> | <p>新芭蕉翁記念館の整備につきましては、賑わい創出事業の進捗を踏まえ、街なか回遊による賑わい創出への貢献ができる施設としての整備に向けた取り組みを進めていきます。</p> <p>記念館への来館者については、多くの市民や学校での校外学習の児童生徒、観光客から俳人、芭蕉研究者まで幅広く、だれでも気楽に足を踏み入れていただけるよう、これまで以上に展示も知恵を絞って計画していきます。</p> <p>リピーターを増やすこと、観光客にも入館していただきやすいよう事業展開を図り、周囲の地域や施設等と連携した芭蕉ゾーンについても積極的に検討します。</p> | <p>文化交流課</p> |
| <p>③外国人を含む観光客向けの案内板など、おもてなし受入れ環境（駐車場等）の整備</p> | <p>近年、当市には多くの外国人観光客が訪れており、これら外国人観光客がストレスなく快適に伊賀の観光を満喫していただくため、滞在時の快適性が求められています。しかしながら現状では外国人観光客のみならず、国内観光客向けの案内板、まちなか誘導標識等の整備も十分とはいえない状況です。</p> <p>一部の説明板や道標については、日本遺産忍びの里サイン整備事業で設置を予定していますが、その他の案内板等については現市庁舎跡地の総合的な活用計画の策定後、伊賀市公共サイン整備ガイドラインに基づいて整備を進めていきたいと考えています。</p> <p>また、街なかの駐車場やトイレなど観光客を受け入れる環境の整備については、平成29年度において一部のトイレの洋式化など利便性の向上に資する整備を行ったところですが、まだ十分とはいえないと認識しています。整備にあたっては用地の確保や設置後の維持管理などが課題となります。ついては観光客を受け入れるにはどこに駐車場やトイレがあると望ましいのかといった課題を民間団体の皆様と共有したいと思います。</p> <p>また、トイレについては新たに設置するだけでなく民間事業者の方々に観光客に提供して頂ける体制づくりをお願いできればと考えます。</p> | <p>観光戦略課</p> |

| | | |
|---|---|----------------------------|
| 3 社会基盤の整備 | | |
| (1) 社会基盤の整備 | | |
| ① 渋滞緩和及び交通安全施設の整備 | | |
| ア 国道368号線の早期4車線化による渋滞緩和及び安全確保 | <p>国道368号4車線化事業は三重県が施工しています。平成28年3月2日に菖蒲池2交差点から山出交差点間の約1.6kmを部分供用開始しました。今後、山出交差点から上野インターチェンジ間約3.5キロメートルの整備を進めていきます。また、昨年度から木津川にかかる現在の大内橋の下流に新たに設置する橋梁の橋脚工事に着手しています。</p> <p>今後も関係市と協力して、上野・名張間の全線4車線化に向けた要望を三重県に行っていきます。</p> | 公共基盤推進課 |
| イ 丸の内交差点、ハイトピア前及び銀座通りのスムーズな通行の整備 | <p>丸之内交差点につきましては、交差点に信号と伊賀鉄道の踏切があることから、一時渋滞が発生しております。この解消について、伊賀警察署に確認したところ、現状の信号機と踏切の信号機との連動調整は不可能であるとのことでしたのでご理解願います。</p> <p>また、三重県が施工しますハイトピア前から東町交差点間の45mの改良工事につきましては、本年度9月に完成しています。</p> | 公共基盤推進課 |
| ウ 新市庁舎及び伊賀鉄道四十九町駅（仮称）の開設に伴う交通量増加を見据えた幹線道路、安全対策の整備 | <p>新庁舎移転及び伊賀鉄道新駅開設に伴う周辺道路の安全対策について、国土交通省北勢国道事務所、三重県伊賀建設事務所、伊賀警察署及び伊賀市とで平成29年9月4日に協議を行い、周辺道路の状況について検証を行った結果、名阪友生インターの安全対策、名阪国道側道と市道との交差点の安全対策、新駅からの歩行者の誘導や新庁舎へのアクセス、案内表示等の課題がありました。</p> <p>今後は、関係機関においてその課題の解消に向け検討し、協議を進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">(公共基盤推進課)</p> <p>道路網の整備については現在伊賀上野橋新都市線、西明寺緑ヶ丘線の改良について進捗を計りたいと考えています。新駅から新庁舎間の歩道につきましては、平成30年度か</p> | <p>公共基盤推進課</p> <p>建設1課</p> |

| | | |
|--|--|-----------------|
| | <p>ら新庁舎の開庁までの間に路肩や区画線の整備を実施するとともに街灯の設置など歩行者の安全対策を図っていくこととしています。</p> <p>(建設1課)</p> | |
| <p>②近鉄伊賀神戸駅前の開発の促進</p> <p>・ロータリーの設置、車両の待機場所の確保等</p> | <p>ご要望の件については、平成28年12月に近隣の民有地を借り上げ、民間企業の従業員送迎用のバスの転回及び待機場所として確保しております。</p> <p>なお、ロータリーの設置について、現時点では考えておりません。</p> | 都市計画課 |
| <p>③環境保全のための残土処分場の確保</p> <p>・自然環境を保全するため建設工事での発生残土を適正に処分する施設の確保</p> | <p>残土を適正に処分する施設の確保を市で行うことは難しいですが、現在環境政策課では、市外から持ち込まれる不適正な残土の埋立てを防止するため、土砂等の埋立てを規制する条例の制定を進めています。この条例は、市、市民、事業者、及び土地の所有者の責務を明らかにし、埋立てを行う事業者に対して必要な規制を行うことにより、土壌汚染の防止と土砂等の流出による災害の発生の防止を図ることを目的としており、残土が適正に処分されるよう監視・指導していきます。</p> | 環境政策課 |
| <p>④安全で快適な生活を実現するため、市街地の下水インフラの整備</p> | <p>平成28年5月に策定した「伊賀市生活排水処理施設整備計画」に基づき、長期的・総合的視点にたつて、計画的に生活排水処理対策を進めていくこととしています。</p> <p>市街地の下水道整備については、早期の事業化をめざしてまいります。事業期間は長期にわたるため、処理区域を細分化するなどで暫定処理(フレックス)整備の手法も検討が必要と考えられますが、事業を進めていくうえでは、受益となる方々の大多数の賛同がなければ事業化できませんので、現在、事業を進めるに際しての諸課題等に関して、住民自治協議会などの地域関係者との懇談等を進めています。そして事業の推進に向けた必要な情報の提供と地域や受益者となる市民の方々の意見を汲み取りながら、事業の理解を深めていただけるよう取組み、事業化に繋げてまいります。</p> | 上下水道部 下水道工務課 |

| | | |
|--|--|----------------|
| <p>(2) 将来への交通基盤の整備計画の策定</p> | | |
| <p>① J R 関西線伊賀上野駅・柘植駅間の電化促進、及び伊賀鉄道と連動した交通システムの整備</p> | <p>伊賀上野駅・柘植駅間の電化、更には、伊賀鉄道との連携を強化した上野市駅までの運行については、インバウンドを含めた京都方面からの人の流れをよくするため、整備実現は重要と考えています。</p> <p>しかし、J R は、現段階では関西本線全体としてどのような絵を描いていくかが重要と考えているとのことで、整備の早期実現は難しいと考えられます。本市としては、整備実現に向けこれからも J R との意見交換等を通じて課題の抽出や研究を継続して行い、電化促進などに向けた取り組みを積極的に実施したいと考えています。</p> | <p>交通政策課</p> |
| <p>② 名阪国道と新名神高速道路、更に名神高速道路との連絡道の整備促進</p> | <p>名神高速道路及び新名神高速道路と名阪国道との連絡道の整備につきましては、沿線自治体である 8 市町と貴所を含む 1 1 団体で構成している「名神名阪連絡道路整備促進期成同盟会」により毎年関係機関へ事業化の推進の要望を行っているところです。</p> <p>平成 2 5 年 7 月には、「名神名阪連絡道路の早期実現に向けたシンポジウム」を甲賀市で開催。さらに、平成 2 8 年 1 月には、東京都内で「名神名阪連絡道路建設促進大会」を開催し、同盟会構成市町の首長や議長、来賓として三重県・滋賀県選出の国会議員や三重県知事、滋賀県副知事の出席を受け、この道路の重要性と地域の熱意を発信してきました。</p> <p>また、平成 2 9 年 1 月 2 8 日には、伊賀市内（ふるさと会館いが）で「名神名阪連絡道路シンポジウム」を開催いたしました。このシンポジウムには約 6 0 0 人が参加し、沿線自治体や企業等の関係者が、この道路の効果や整備に向けた期待などを討論し、名神名阪連絡道路の整備に向けた機運を盛り上げ、地域が一丸となって国に対し要望を実施していくことを決意いたしました。</p> <p>この道路整備は、地域交通網の改善と企業の誘致、ひいては地域の強靱化に繋がるものと考えていますので、引き続き貴所の強力なご支援をよろしくお願いします。</p> | <p>公共基盤推進課</p> |

| | | |
|--|--|----------------------------|
| <p>③リニア中央新幹線の建設を見据え、既存交通網の整備調査</p> | <p>リニア中央新幹線の名古屋・大阪間は、ルートや停車駅の設置について、未だに公表されていない状況であります。本市としては、まずは、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の一員として、名古屋・大阪間の三重・奈良ルートの実現、県内の概略ルート及び停車駅の概略位置を早期に公表するようお願いすると共に、停車駅位置については、鉄道や高速道路によるアクセス利便性等を十分に勘案するよう要望していきたいと考えています。</p> | <p>交通政策課</p> |
| <p>(3)公共交通ネットワークの充実</p> | | |
| <p>①市街地と郊外並びに他の地域へのアクセス、利便性を考慮したバス路線の見直し</p> | <p>鉄道やバス、タクシー等といった地域公共交通には、それぞれの機能、役割があり、お互いが補い合いながら地域公共交通のネットワークを構築しています。本市では、それぞれの特性を踏まえた連携を強化し、地域住民の生活行動に応じた効率的な運行体系の見直し及びネットワークの構築を進めたいと考えています。</p> | <p>交通政策課</p> |
| <p>②伊賀鉄道「四十九町駅」(仮称)新設に伴う道路網の整備等利便性の向上</p> | <p>新庁舎移転及び伊賀鉄道新駅開設に伴う周辺道路の安全対策について、国土交通省北勢国道事務所、三重県伊賀建設事務所、伊賀警察署及び伊賀市とで平成29年9月4日に協議を行い、周辺道路の状況について検証を行った結果、名阪友生インターの安全対策、名阪国道側道と市道との交差点の安全対策、新駅からの歩行者の誘導や新庁舎へのアクセス、案内表示等の課題がありました。</p> <p>今後は、関係機関においてその課題の解消に向け検討し、協議を進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">(公共基盤推進課)</p> <p>道路網の整備については現在伊賀上野橋新都市線、西明寺緑ヶ丘線の改良について進捗を計りたいと考えています。新駅から新庁舎間の歩道につきましては、平成30年度から新庁舎の開庁までの間に路肩や区画線の整備を実施するとともに街灯の設置など歩行者の安全対策を図っていくこととしています。</p> <p style="text-align: right;">(建設1課)</p> | <p>公共基盤推進課</p> <p>建設1課</p> |

| | | |
|--|--|-------|
| 4 公共工事発注制度の改善 | | |
| (1) 地元事業所が参入しやすい発注方式の推進 | | |
| ① 大型案件の分離・分割発注方式の早期実施 | 既に実施していますが、分割発注については条件を精査し、可能なものについて引き続き取り組んでいきます。 | 契約監理課 |
| ② 発注基準の選定業者数の見直し | 地域を限定して少ない業者数で入札することは、競争性の確保について疑念を招く恐れがありますので、今のところ見直す必要はないと考えています。 | 契約監理課 |
| (2) 大規模案件における市外業者単独受注の防止 | | |
| ① 全ての工事（建築・土木・電気設備・機械設備）において地元事業所とのJVを入札の条件 | 当市では、地元業者の育成を目的に、工事案件毎に条件を精査してJVを条件とした発注に取り組んでいます。 | 契約監理課 |
| ② 設計・監理業務の発注基準においては、参加可能ではなく、地元事業所が受注し易い要件の設定 | 設計及び工事監理業務の発注に際しても、地元業者の育成を目的にJVでの発注に取り組んでいます。 | 契約監理課 |
| 5 中小企業・小規模企業振興事業費補助及び商店街活性化等の事業補助金等の拡充 | | |
| ① 中小企業相談業務負担金 ② 商工会議所事業補助金 ③ 中心市街地等商店街活性化事業費補助金 等の事業支援及び助成の拡充 | 助成の拡充は当市の財政状況から困難ですが、予算の枠組みの変更等により、限られた財源をより効果的に活用できるよう貴所とともに支援策を検討していきたいと考えます。 また、国や県においても様々な支援策が講じられておりますので、貴所におかれましても事業者等に対し積極的な情報提供をお願いします。 | 商工労働課 |